

採点表（審査基準）

（あかし脱炭素経営パワーアップ制度運営業務委託）

採点者 _____

応募者 _____

項目		審査内容	評価／配点		
			評価内容	点数	採点
業務実施に関して	本制度の目的の理解	ADKPの目的を正しく理解した上で、本業務に合った業務を提案しているか	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 5点 2点 0点	
	現況把握と課題の整理	ADKPにおける現況把握や課題の整理ができているか			
	コーディネート体制	・サポーターの選定方法、伴走支援体制に具体性があるか ・特定のサポーターに偏りが生じないような工夫がなされているか	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	20点 16点 10点 4点 0点	
	質問項目に関する提案力	・アンケート質問項目の内容や構成に具体性があるか ・宣言事業者の脱炭素経営に関するニーズや熱意を的確に汲み取ることができる工夫がなされているか。	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 5点 2点 0点	
	回答結果の活用	・回答結果が、コーディネート業務やイベントの開催等の業務に活用できる工夫がなされているか			
	情報共有体制の構築	・委託者やサポーターが対応しやすいツールを選択したか ・情報の更新頻度は適切か			
	イベント企画力	・交流イベントの企画内容・運営計画に具体性があるか ・交流イベントの回数、規模は適切か			
	イベントの工夫	参加者がより多くのサポーターと接することの出来る工夫はなされているか。			
	業務スケジュール	・業務の全体像を把握し、効率的かつ実効性のあるスケジュールとなっているか。			
	配置予定業務責任者	・配置予定業務責任者に十分な技術力や業務実績があるか ・コミュニケーション等円滑な業務遂行が可能か			
実施体制	・人員が充実した体制であるか	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点		
業務実績	事業者と支援機関の間でコーディネートした支援メニューの種類は「知る」「測る」「減らす」「経営課題改善」の内、いずれに該当するか。また、成立件数は何件か。 ※ 複数の支援メニューを含む場合、3点/件とする。 ※ 経営課題改善とは「知る」「測る」「減らす」以外で脱炭素経営の課題改善に繋がる支援メニューのことである。	経営課題改善 減らす 測る 知る	3点/件 3点/件 2点/件 1点/件 (上限10点)		
公共性（施策反映）評価	障害者の積極的雇用	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか	ある ない	5点 0点	
	子育て支援への取組	結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくりなど ・ 法定を上回る育児休業制度を就業規則で制定 ・ 職場復帰しやすい環境の整備 ・ 子育て中の従業員向けの相談体制の整備など	充実している やや充実 普通 やや普通 不十分	5点 4点 3点 1点 0点	
	インクルーシブ推進に関する取組	誰もが働きやすい就労環境の整備、ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に障害者等が積極的に参画する機会 など ・ フレックスタイム制、在宅勤務や通勤緩和制度など ・ ハラスメントについて相談や苦情のための特別窓口やカウンセラーの配置 ・ それぞれの特性に応じた適正な雇用及び人事考課基準の明確化 ・ インクルーシブに対応した施設整備など	充実している やや充実 普通 やや普通 不十分	5点 4点 3点 1点 0点	

若年雇用者育成のための取組	エルダー制度など若手従業員を個別実地に熟練者が育成するような制度を事業所として制定（単なる研修は除く）など	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
更生支援のための取組	保護観察所への協力雇用主としての登録があるか	ある ない	5点 0点	
	刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等の整備など <u>※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る</u>	充実している やや充実 普通 やや普通 不十分	5点 4点 3点 1点 0点	
労働安全衛生のための取組	厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか	受けている 受けていない	5点 0点	
価格	40点×参加者の中で最低の参考見積金額÷当該参加者の参考見積金額 ※小数点以下切り捨て			
合計				㊦
審査基準点	㊦の点数 × 100/200 =			

※ 審査基準点（50点）未満は失格とする。（選定委員のうち、審査基準点が50点未満の者が1人でもいた場合においては、当該参加者を失格とする。）